区長等役員名簿記入要領

加入戸数　加入戸数の実数を記入願います。【令和７年４月１日時点（見込）】
６月上旬頃、各地区区長協議会宛てに振込みしている三木市区長協議会連合会等交付金の算定基礎となります。
また、この数値を基準に市及び行政関係機関からの分担金・配分金・補助金を算定します。

組　　数　組数又は隣保数の実数を記入願います。

配布物送付数　市及び関係機関から、全戸配布をお願いする場合のチラシ等の送付部数を記入願います。（＜例＞自治会加入戸数は１８０戸だが、自治会に加入していない所にもチラシを配布するので、２００枚送付してほしい。）

回覧物送付数　市及び関係機関から、回覧をお願いする場合の回覧物等の送付部数を記入願います。（＜例＞組数は１０組だが、回覧ルートの数から１２部送付してほしい。）

地区掲示板用ポスター類送付数　市及び関係機関から、自治会掲示板等へのポスター類の掲示をお願いする場合のポスター類の希望送付部数を記入願います。
なお、希望部数分の送付ができない場合はご了承ください。

※社会教育推進委員、衛生常務委員、農会長の情報は、市民協働課から担当課に提供させていただきます。

○社会教育推進委員
人　員：原則１名／１自治会
任　期：令和７年から２年（原則）
目的等：別紙のとおり　**【所管：人権推進課】**

○衛生常務委員
人　員：原則１名／１自治会
任　期：定めなし
目的等：別紙のとおり　**【所管：環境政策課】**

○農　会　長
（農会のある地区のみ）
人　員：１名／１自治会
任　期：定めなし
設置要領：（要綱）なし　**【所管：農業振興課】**

社会教育推進委員について

1　社会教育推進委員発足の経過と性格

昭和４８年７月に発足した制度で、一人一人の人権を大切にし、明るい地域社会づくりと人権尊重の精神を基本にこころ豊かな人づくりをめざした社会教育を推進するための委員です。

社会教育に関し認識と理解のある方々を各自治会から１名ずつ、区長さんを通してご推薦いただき、市長が職の委嘱を行い、区長さんの良き協力者として地域の公民館と連携し、地域における社会教育の支えとなっていただきます。（任期は２年）

2　社会教育推進委員の職務

推進委員は、区長さんと協力し、次の職務を行っていただきます。

（1）地域内における人権意識の高揚にあたります。

（2）地域内における住民学習の推進に努めます。

（3）その他、地域住民の社会教育の推進に努めます。

※一人一人の人権が尊重される明るく住みよい三木市を実現するため、平成 13 年１月１日から「人権尊重のまちづくり条例」を施行しました。

すべての人は、生まれながらに自由であり、かつ尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければなりません。

しかし、現実には、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人等の人権に関する問題が存在しており、その解決に向けた積極的な取組が求められています。

そこで、生涯学習を通して地域、学校教育、社会教育の連携を図りながら人権を尊重する明るく住みよいまちづくりを進めてまいりますので、委員皆様のご協力をお願いします。

具体的には・・・

１　「住民学習」の企画運営（住民学習の開催、指導者・リーダー研修会への参加）

２　「市民じんけんの集い」への参加　　等

社会教育推進委員設置要綱

（設置）

第１条　社会教育の効果的な推進と人権意識の高揚を図り、市民の社会生活の向上に資するため、三木市社会教育推進委員（以下「推進委員」という。）を設置する。

（人員）

第２条　推進委員は、原則として各町（自治会）に１人とする。

ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

（委員）

第３条　推進委員は、社会教育に関し、理解と認識を有する者とする。

２　推進委員は、公民館等と連携して活動するものとする。

（職務）

第４条　推進委員は、区長（自治会長）及び公民館と協力し、次の職務を行う。

(1)　人権意識の普及、高揚に当たるとともに、住民学習の推進を行う。

(2)　社会教育振興のため、必要な活動を行う。

（委嘱）

第５条　推進委員は、区長（自治会長）の推薦により市長が委嘱する。

（任期）

第６条　推進委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

（報償）

第７条　推進委員の報償は、予算の範囲内とする。

（研修）

第８条　推進委員は、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

衛生常務委員について

１　衛生常務委員の設置目的

保健衛生事業を推進することにより、地域住民の健康づくり及び地域環境の美化に寄与することを目的とする。

主な活動は以下のとおり。

・保健衛生事業の推進
・地域住民の健康づくり
・地域環境の美化等

２　職務（時期は目安）

５月	三木市保健衛生推進協議会　総会
５月	春季大掃除
７月	市内一斉清掃
８月	お盆精霊流し奉仕作業の実施
10 月	秋季大掃除
10 月	クリーンアップ作戦への協力
12 月	ごみカレンダーの配布
随時	町ぐるみ健診の受診勧奨等の協力
	ごみの分別及び再資源化の啓発
	ごみ出しマナーの啓発
	公衆衛生の普及に関すること
	ごみステーションの清掃や空きびんポストの管理

三木市保健衛生推進協議会規約

（目的）

第１条　この会は、保健衛生事業を推進することにより、地域住民の健康づくり及び地域環境の美化に寄与することを目的とする。

（名称及び事務局）

第２条　この会は、三木市保健衛生推進協議会（以下「本会」という。）と称し、事務局を市民生活部環境政策課及び健康福祉部健康増進課内に置く。

（事業）

第３条　本会は、第１条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）健康診査及び各種検診の推進に関する事業

（２）保健衛生思想の普及活動に関する事業

（３）環境衛生及び環境美化の推進に関する事業

（４）そ族衛生害虫の駆除に関する事業

（５）その他本会の目的達成に必要な事業

（組織）

第４条　本会は、円滑な目的遂行を図るため、次の１０地区を組織する。

（１）三木地区

（２）三木南地区

（３）別所地区

（４）志染地区

（５）細川地区

（６）口吉川地区

（７）緑が丘地区

（８）自由が丘地区

（９）青山地区

(10) 吉川地区

２　前項の各地区において、地区長を置く。

３　地区の運営に必要な事項は各地区で定める。

４　地区長は、地区の運営事項その他本会の運営事項について審議執行する。

（構成）

第５条　本会は、各地区の衛生常務委員で構成する地区保健衛生推進協議会をもって構成し、各協議会長は、地区長に充てる。

（他の組織への加入）

第６条　削除

（役員）

第７条　本会に次の役員を置く。

会　長　1名　　副会長　9名　　会　計　1名
理　事　若干名　　監　事　2名

2　前項の役員は、各地区の正副会長を充てる。

（役員の選出）

第8条　前条の役員は、総会において選出する。

（役員の職務）

第9条　会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　会計は、本会の会計を処理する。

4　理事は、会務を処理する。

5　監事は、会計を監査する。

（役員の任期）

第１０条　役員の任期は、１年とする。ただし、再任は妨げない。

2　任期途中で役員の変更があった場合において、後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問及び参与）

第１１条　本会に顧問及び参与を若干名置くことができる。

2　顧問及び参与は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

3　会長は、顧問及び参与に意見を求めることができる。

（会議）

第１２条　本会の会議は、総会及び役員会議とする。

2　総会は、毎年１回開催する。

3　役員会議は、必要により随時開催する。

4　総会及び役員会議は、委任状を含めてその構成員の２分の１以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

5　会議の議事は、出席者の過半数をもって決める。ただし、可否同数の場合においては、その決定を会長に委ねるもとする。

6　会議は、すべて会長が招集し、会議の議長となる。ただし、総会については、この限りではない。

（総会の議決事項）

第１３条　総会は、次の事項を議決する。

（1）規約の制定又は変更

（2）会費の額及び負担の方法

（3）事業計画及び収支予算の決定

（4）事業報告及び収支決算の承認

（5）その他役員会において必要と認めた事項

（役員会の審議事項）

第１４条　役員会は、次の事項を審議する。

（1）総会に付議すべき事項

（2）事業計画の変更及び推進に関すること。

（3）功労者表彰に関すること。

（4）その他会長において必要と認めた事項

（功労者表彰）

第１５条　功労者表彰は、本会に功労のあった者で、第１４条の役員会で適当と認められたものについて、感謝状を贈呈する。

（会計）

第１６条　本会の経費は、会費（分担金）、寄附金及び補助金その他をもってこれに充てる。

（会計年度）

第１７条　本会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（補則）

第１８条　この規約に定めるもののほか、本会の運営、維持に関し必要な事項、別にこれを定める。

附　則

この規約は、平成３０年１２月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和６年４月１日から施行する。

三木市保健衛生推進協議会顧問

三木市長	仲田　一彦
兵庫県議会議員	村岡　真夕子
加東健康福祉事務所長	逢坂　悟